（航路標識法施行規則の一部改正）

第三条　航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「、海上交通センター、ロランセンター又は航路標識事務所」を「又は海上交通センター」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第八項中「、海上保安航空基地及び海上保安署（海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第百二十条に規定する海上保安署に限る。次項において同じ。）」を「及び海上保安航空基地」に改め、同条第九項中「、海上保安航空基地及び海上保安署」を「及び海上保安航空基地」に改める。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中「管区海上保安本部（第十一管区海上保安本部に限る。）」を削る。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第七条の国土交通省令で定める管区海上保安本部の事務所を定める省令の一部改正）

第六条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第七条の国土交通省令で定める管区海上保安本部の事務所を定める省令（平成十六年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

「（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）」を削る。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条第四項中「、海上保安航空基地及び海上保安署（海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第百二十条に規定する海上保安署に限る。）」を「及び海上保安航空基地」に改める。

（国土交通省関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　国土交通省関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）」を削る。

○国土交通省令第四十八号

国土交通省組織令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十四号）の施行に伴い、及び海上保安庁法（昭和二十三年第二十八号）第十七条第三項の規定に基づき、海上保安庁職員服制の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上保安庁職員服制の一部を改正する省令

海上保安庁職員服制（昭和三十七年運輸省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の表中「警備救難監」を「海上保安監」に改め、同表の図中「警備救難監」を「海上保安監」に改める。

別表第四の図中「警備救難監」を「海上保安監」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年五月十六日から施行する。

○環境省令第十三号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

環境大臣　石原　伸晃

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

北海道地方環境事務所に一人、東北地方環境事務所に三人、関東地方環境事務所に四人、中部地方環境事務所に一人、中国四国地方環境事務所に一人及び九州地方環境事務所に一人の保全統括官を置く。

第二条中「除染等推進第五課（東北地方環境事務所に限る。）」を

「除染等推進第五課（東北地方環境事務所に限る。）
放射能汚染廃棄物対策課（東北地方環境事務所に限る。）
中間貯蔵施設整備第一課（東北地方環境事務所に限る。）
中間貯蔵施設整備第二課（東北地方環境事務所に限る。）
中間貯蔵施設整備第三課（東北地方環境事務所に限る。）
中間貯蔵施設整備第四課（東北地方環境事務所に限る。）
中間貯蔵施設整備第五課（東北地方環境事務所に限る。）
中間貯蔵施設整備第六課（東北地方環境事務所に限る。）
国立公園・保全整備課（東北地方環境事務所に限る。）」

に改める。

第四条中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）に基づく報告徴収及び立入検査に関すること。

第四条中第二十四号を第二十五号とし、第十三号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（東北地方環境事務所及び関東地方環境事務所に限る。）。

第六条第一項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、第九号を第四号とする。

第六条第二項中「第九号」を「第四号まで」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

（放射能汚染廃棄物対策課の所掌事務）

第六条の二　放射能汚染廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること。

二　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること。

三　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第三十二条第二号並びに第三十四条第二項に規定する確認に関すること。

四　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

五　指定廃棄物の指定に関すること。

六　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。